

民間でできることは民間に ～ 公共サービスの民間開放はこう進める～

金子一義 氏 国務大臣(行政改革・規制改革・構造改革特区・地域再生・産業再生機構担当)

国務大臣・金子一義氏は、構造改革特区、地域再生など極めて重要な案件を複数担当されている。金子大臣に、小泉政権の掲げる「民間でできることは民間に」という基本方針について、その意義および課題をうかがった。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫

「どぶろく特区」による変化

反町 金子大臣は、行政改革、産業再生機構など極めて重要なテーマをいくつも担当されていますが、そのうち、規制改革の突破口として期待される構造改革特区の現状からうかがってまいりたいと思います。

金子 柳田国男の『遠野物語』の舞台として知られる岩手県遠野市で、今年2月28日、100回突破記念のタウンミーティング¹が開催されました。遠野市は、「日本のふるさと再生特区」、通称「どぶろく特区」として認定されています。これは、どぶろくの製造免許の要件を緩和するもので、当初、財務省は難色を示していましたが、ようやく認められ、農家民宿が自家製のどぶろくを宿泊客に提供できるようになりました。私も興味があり、タウンミーティングに出席した折、昔ながらの茅葺き屋根の家を訪ねてみたのですが、囲炉裏を囲み、語り部のおばあさんの民

話に耳を傾けつつ、おいしいどぶろくで地の料理をいただきました。これが実に素晴らしいのです。遠野市は「どぶろく特区」全国第一号として注目され、この冬場、観光客が今年の5割増になったそうです。

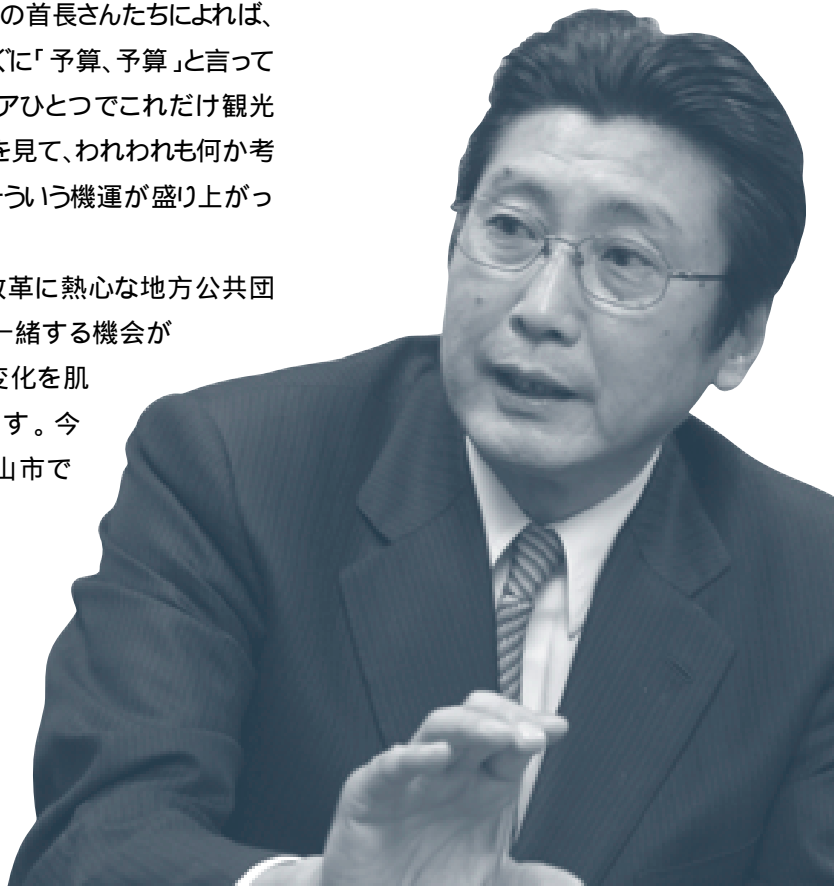
反町 規制緩和で地域が活性化する。まさに民話に出てくる打ち出の小槌のようですね。

金子 もうひとつ重要な変化があります。それは、地域間で競争が始まったということです。地元の首長さんたちによれば、これまでは、すぐに「予算、予算」と言っていたが、アイデアひとつでこれだけ観光客が増えたのを見て、われわれも何か考えなければ、そういう機運が盛り上がった、と。

反町 私も、改革に熱心な地方公共団体の方々と一緒にすることが多く、地方の変化を肌で感じています。今回、愛媛県松山市で

株式会社による大学を認めていただきましたが、松山市役所に入ると、50～60mもある長いカウンターがあり、職務ごとに窓口が整理され、会話が飛び交い、実に活き活きとしているのです。職員と話しても、横並び意識を脱し、高松市・徳島市や高知市などとよきライバルとして、ともに四国を発展させたい。そんな雰囲気は強っていました。自治体は、首長の考えひとつで大きく変革することがはつき

1 タウンミーティング：小泉内閣が掲げる「国民対話」の一環として、平成13年6月から開始された集会。小泉内閣の大臣等が全国各地を訪れ、広く国民から意見を聞き、また、国民に直接語りかけることで、政策に対する国民の理解を深めることをねらいとしている。



り分かりました。

金子 素晴らしいことですね。

反町 地方の活性化の起爆剤である特区は、財政面から見ても大きな意味がありますね。何しろ公共事業に頼らず、地域を活性化できる可能性があるわけですから。

金子 長い低迷を経て、ようやく日本経済は明るさを取り戻しつつありますが、地方の状況はまだ芳しくない。このようなどき、従来は予算を求める地方の声にどうにか応えようとしたものですが、私たちが担当している特区は、そうではありません。それぞれの地域で、どのようにすれば地域を活性化できるのか、どのようにすれば雇用を増やせるのか、アイデアを出してください、それを実現する上で障害になる規制があれば、取り除きます、という取り組みです。すでに324件について認定していますし(資料1参照)、特区で講じられた措置について、特段の問題がないものについては、今後、本格的に全国展開を図ることになってい

ます。これは、わが国の経済社会の活性化に大きく寄与するものと確信しており、速やかに対応してまいりたいと思います。
反町 今回、地域再生という切り口でも特区方式を導入されました。

金子 地域再生本部²で地域経済の活性化と雇用の創造のための構想を募集したところ、全国から673件もの提案が寄せられました。その熱意を受け止め、「地域再生推進のためのプログラム」³を定めました。特区方式で地域限定の措置を講ずるものもありますが、中には全国的に講ずる措置もあります。プログラムをご覧になったある市長は、「これは宝の山です」とおっしゃいました。例えば、河川や道路が使いやすくなるので、

資料1 構造改革特区計画の認定数(第1~4回)

1. 分野別

	第1回		第2回	計回数		総数
	4月	5月		第3回	第4回	
国際物流関連	11	4	0	2	1	18
産学連携関連	17	8	8	2	2	35
産業活性化関連	6	7	0	4	4	20
IT関連	2	2	0	0	0	4
農業関連	5	9	2	10	20	45
都市農村交流関連	6	8	7	7	10	38
教育関連	3	14	16	8	24	65
幼保連携・一体化推進関連	4	2	5	13	13	37
生活福祉関連	6	7	6	11	7	37
まちづくり関連	0	0	1	9	5	15
地方行革関連	0	0	0	2	0	2
環境・新エネルギー関連	0	0	2	0	2	4
国際交流・観光関連	0	0	0	4	0	4
	57	60	47	72	88	324

* 下線部分は、他分野と重複カウントされている。

2 都道府県別

都道府県名	第1回	第2回	第3回	第4回	計
北海道	5	3	4	8	20
青森県	2	0	0	1	3
岩手県	1	0	4	3	8
宮城県	2	0	1	4	7
秋田県	0	0	1	2	3
山形県	2	0	0	2	4
福島県	2	1	1	2	6
茨城県	2	2	0	5	9
栃木県	0	2	0	0	2
群馬県	2	0	0	1	3
埼玉県	5	1	5	1	12
千葉県	6	1	1	0	8
東京都	5	3	1	2	11
神奈川県	8	2	3	2	15
新潟県	2	1	0	4	7
富山県	0	0	2	1	3
石川県	2	0	1	3	6
福井県	0	1	0	4	5
山梨県	4	1	1	0	6
長野県	13	6	1	3	23
岐阜県	4	3	6	1	14
静岡県	2	1	1	1	5
愛知県	3	2	2	2	9
三重県	1	0	3	3	7

都道府県名	第1回	第2回	第3回	第4回	計
滋賀県	1	0	0	1	2
京都府	4	2	1	1	8
大阪府	5	0	2	1	8
兵庫県	11	1	3	3	18
奈良県	0	3	2	2	7
和歌山県	1	0	2	3	6
鳥取県	0	1	1	0	2
島根県	0	0	0	5	5
岡山県	2	1	5	2	10
広島県	3	0	0	2	5
山口県	4	0	0	1	5
徳島県	2	1	0	1	4
香川県	2	0	3	0	5
愛媛県	1	0	2	1	4
高知県	0	0	2	1	3
福岡県	4	1	1	0	6
佐賀県	0	0	2	0	2
長崎県	0	0	3	3	6
熊本県	2	4	1	1	8
大分県	0	0	2	0	2
宮崎県	1	1	0	1	3
鹿児島県	0	1	1	3	5
沖縄県	0	1	0	1	2
その他	1	0	1	0	2
	117	47	72	88	324

出所：内閣府構造改革特区担当室資料

カヌー大会などのイベントを開催したり、オープンカフェを設置するなど、地域ごとに素晴らしい活用方法を考えていきたいと思ひます。

民間活力への信頼

反町 官業の占める役割が大きい日本の現状に対して、小泉政権は「官から民へ」という方針を打ち出しました。それを具現化するものとしての、公共サービスの民間開放の現状についてお聞きしたいと思ひます。

金子 総理が口にされる「民間でできることは民間に」というフレーズの意味するところですが、ひとつは、民間に任せ

た方が、効率的に運営してもらえるとことが挙げられます。しかも、サービスの質も向上するだろうということがありません。これまでの公共施設、公共サービスは、ときに「親方日の丸」と揶揄されたように、利用者・消費者のニーズを反映したものは必ずしも言えず、あくまで供給側の理論で提供されがちでした。しかし、サービスを受ける側のニーズが多様化したこともあり、それが通用しなくなりました。そこで、公的主体に代わって株式会社やNPOに活躍していただくということです。政府の立場とすれば、何もかも自分たちでカバーしようと思わず、役割を絞っていこうということであり、それは、とりも直さず「小さな政府」を目指すとい

2 地域再生本部：地域の視点から、地域経済の活性化と地域雇用の創造を、積極的かつ総合的に推進するため、平成15年10月24日に内閣に設置されたもの。
3 地域再生推進のためのプログラム：平成16年2月27日、地域再生本部において決定。地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等について、地域再生本部が定めたもの。



資料2 「公共サービスの民間開放」関連改革年表

小泉内閣の改革のあゆみ

平成13年	1月26日	小泉内閣発足
	3月30日	規制改革推進3か年計画
	6月26日	今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)
	9月26日	改革工程表
	10月26日	改革先行プログラム
	12月4日	平成14年度予算編成の基本方針
平成14年	12月14日	緊急対策プログラム
	1月25日	構造改革と経済財政の中期展望
	2月27日	早急に取り組むべきデフレ対応策
	3月29日	総合規制改革3か年計画(改訂)
	6月21日	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002(骨太の方針第2弾)
	7月23日	中間とりまとめ-経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革-
	9月30日	小泉改造内閣発足
	10月30日	改革加速のための総合対応策
	11月29日	平成15年度予算編成の基本方針
	12月12日	規制改革の推進に関する第2次答申-経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革-
	12月12日	改革加速プログラム
	平成15年	1月24日
3月		構造改革の成果と進捗状況について(構造改革レビュー)
6月27日		経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003(骨太の方針第3弾)
11月19日		小泉第2次改造内閣発足
12月5日		平成16年度予算編成の基本方針
12月22日		規制改革の推進に関する第3次答申-活力ある日本の創造に向けて-
平成16年	1月19日	構造改革と経済財政の中期展望-2003年度改定

PFI法:「民間資金等の活用による公共施設等の設備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」

平成11年	7月20日	PFI法成立
	8月4日	総理府(現・内閣府)に「民間資金等活用事業推進室」(PFI推進室)を設置
	8月10日	PFI関係省庁連絡会議設置
	9月24日	PFI法施行
	9月17日	PFI推進委員会設置
	平成12年	3月13日
平成13年	1月6日	中央省庁再編(PFI推進室が内閣府に移行)
	1月22日	「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」公表
	1月22日	「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」公表
	7月27日	「VFM(Value For Money)に関するガイドライン」公表
	12月22日	PFI法の一部を改正する法律の成立・施行

構造改革特区

平成14年	6月25日	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」
	7月26日	構造改革特区推進本部の設置
	9月20日	構造改革特区推進のための基本方針の策定(本部決定)
	9月30日	鴻池祥肇氏、構造改革特区担当大臣就任
	10月11日	構造改革特区推進のためのプログラムの策定(本部決定)
	12月18日	構造改革特別区域法の公布
平成15年	1月24日	「構造改革特別区域基本方針」の閣議決定
	4月21日	構造改革特別区域計画の第1回(第1弾)認定(57件)
	5月23日	構造改革特別区域計画の第1回(第2弾)認定(60件)

	6月6日	「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の公布
	8月29日	構造改革特別区域計画の第2回認定(47件)
	9月22日	金子一義氏、構造改革特区担当大臣就任
	10月1日	「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の施行
	10月24日	構造改革特別区域計画の第3回認定(2件)
	11月28日	構造改革特別区域計画の第3回認定(70件)
平成16年	3月9日	「構造改革特別区域法の一部を改正する法律」の公布
	3月24日	構造改革特別区域計画の第4回認定(88件)

地域再生

平成15年	10月24日	「地域再生推進本部」設置
	12月19日	「地域再生推進のための基本指針」策定
平成16年	2月27日	「地域再生推進のためのプログラム」本部決定

公物管理

平成15年	6月13日	地方自治法の一部を改正する法律の公布
	9月2日	地方自治法の一部を改正する法律の施行

特殊法人改革(民営化・独立行政法人)

平成9年	12月3日	行政改革会議最終報告
	平成10年	6月12日
平成11年	7月16日	中央省庁等改革関連法の公布
	12月	中央省庁等改革関係法施行法の公布
	12月	独立行政法人個別法の公布
平成12年	2月16日	独立行政法人会計基準の設定について
	12月1日	行政改革大綱
	12月19日	行政改革推進本部設置
平成13年	1月6日	新府庁の発足(金融庁は平成12年7月1日発足)
	1月6日	行政改革推進事務局
	4月	独立行政法人への移行(57法人)
	4月3日	特殊法人等の事業の見直しの論点整理
	6月4日	「郵政3事業の在り方について考える懇談会」初会合
	6月21日	特殊法人等改革基本法の公布
	6月22日	特殊法人等改革基本法の施行
	6月22日	特殊法人等事業見直しの中間とりまとめ
	8月10日	特殊法人等の個別事業見直しの考え方
	8月30日	「郵政事業の公社化に関する研究会」初会合
	11月27日	先行7法人の改革の方向性について
平成14年	12月11日	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」
	12月19日	「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定
	3月15日	特殊法人等の役員給与・退職金等について
	3月28日	公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて
	6月14日	道路関係四公団民営化推進委員会設置法の公布
	6月17日	道路関係四公団民営化推進委員会設置法の施行
	6月27日	公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針
	8月2日	公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)
	8月30日	道路関係四公団民営化推進委員会中間整理
	9月6日	「郵政3事業の在り方について考える懇談会」報告書
平成15年	10月18日	特殊法人等の廃止・民営化等及び独立行政法人の設立等に当たっての基本方針について
	12月6日	道路関係四公団民営化推進委員会最終報告
	12月17日	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
	4月1日	日本郵政公社発足
	4月18日	独立行政法人の中期目標等の策定指針

編集部作成

うことになります。

反町 英国を筆頭に先進諸国でNPM⁴の下、官民の役割を見直す動きがありますが、わが国でもPFI法⁵など、もろもろの法整備が進んでいますね(資料2参照)。

金子 公共サービスの民間開放は、わが国でもかなり進み出しています。当初こそ、清掃や印刷といった業務委託に限られていましたが、山口県美祢市ではPFIの手法で刑務所を建設し、警備や訓練といった運営管理を民間に委託します。また、駐車違反にかかる業務についても、事実確認や書類作成などが民間に委託されることとなります。

制度面で大きいのは、昨年の地方自治法の改正で新設した指定管理者制度⁶(8頁・資料3参照)で、これにより民間事業者が包括的に公共施設の運営管理ができるようになりました。すでに図書館では、運営を民間企業に委託して、利用時間が延長されるなどサービスが向上し、利用者も増加したケースが出ていると聞いています。

反町 指定管理者制度は画期的ですが、委託を受けた民間に利用料金を決定する権限がないことが、ひとつのネックとなっているようです。民間に移すことで独立採算を目指すのであれば、これを自由化すべきであると思われます。

金子 さまざまな個別法が阻害要因になっているという指摘もあり、公共施設・サービス分野で民間の活力、発想力を発揮していただくため、さらに改革を進めていきます。

反町 民間の活力を信頼されているということですね。

金子 公的部門の縮小ということで、現在、特殊法人の廃止、民営化、独立行政

4 NPM[New Public Management]:民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化・活性化を図ることを目的とした考え方。1980年代半ば以降、英国やニュージーランドなど諸外国において形成されたマネジメント論。
5 PFI法:正式名称「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年7月23日公布、同年9月24日施行)。公共施設的设计・建設と維持管理・運営に民間の資金と技術・ノウハウを導入して、効率的で効果的

な公共サービスを提供することを目的として定められた法律。
6 指定管理者制度:公の施設の管理について、地方公共団体が指定する「指定管理者」に管理を代行させる制度。地方自治法の一部改正(平成15年6月13日公布、同年9月2日施行)を受けて導入された制度で、「指定管理者」の対象は、自治体や、自治体が出資する法人、公共団体だけでなく、民間事業者等も広く含まれることとなった。

法人化を進めているところですが、先般、国土交通省が民営化後の道路会社がどのような収益事業をするか、いちいち認可すると言ってきましたので、私は、民間会社の活力に期待する以上、どのように事業を展開して収益を上げていくかは自分たちで考えてもらうべきだ。そう強く主張しまして、それを国土交通省に呑んでもらい、認可制ではなく、事前届出制にしました。

反町 JRやNTTの例を見ても、民営化すれば、立派に活動していくものと思います。

金子 何かと批判の的になっている道路公団ですが、実はトンネルを掘削する超大型のシールドマシンなど、世界に冠たる技術を持っているのです。それらを活かして海外で積極的な事業展開を図るなど、ぜひ果敢なチャレンジをしていただきたいと思います。

教育の多様な選択肢

反町 民間開放についての個別分野では、保育所運営で株式会社の参入が難しいという実態があります。事業を展開する立場から申しますと、さらなる制度の見直しが必要であると思われる。

金子 待機児童の問題を抱える自治体は、東京都の認証保育所⁷など独自の制度を用意しており、それによって民間の参入が進んでいると理解しています。

反町 しかし、「民間」といっても社会福祉法人が中心です。また現在、確かに公立の認可保育所の民間への運営委託が進んでいますが、多くの自治体は、条例で委託先を社会福祉法人に限定しているため、そこでも株式会社は門前払



いです。その他にも、株式会社は社会福祉法人と比べて不利な扱いを受けています。例えば民間の認可保育所は、児童一人当たりについて認証保育所の1.5倍もの補助金が投じられていますが、これも社会福祉法人がほぼ独占しています。株式会社が排除されるのは、設置の際、社会福祉法人のみに設備費が認められるといった、もろもろの制度上の差別が影響しているためです。

金子 株式会社に参入していただくためには、どのような措置が必要であるとお考えですか。

反町 社会福祉法人と同じ土俵に乗せるということです。公立、社会福祉法人、株式会社、それらの異なる設置主体が切磋琢磨することで、コストを削減させ、サービスを向上させる。そのためには、どうしてもイコールフットイングが必要です。将来はバウチャー制を導入して競争原理を徹底してはどうでしょうか。それを目標に据えて、公平に競争できるよう規制緩和を進め、国レベルの指針を打ち出していきたいと思います。例えば、施設整備費補助や自治体財産の無償譲渡や貸し付けを株式会社にも認める

ことなどです。

株式会社が運営することによって、まずコスト削減が期待できます。事実、東京都三鷹市では、保育所の運営を全国で初めて民間に委託して、市で試算していた年間運営費の半額以下で運営が可能になりました。では、その分サービスが劣化するかというと、東京都の第三者評価によれば、利用者の満足度は逆に株式会社の方が公立の認可保育所より明らかに高いという結果も出ています(8頁・資料4参照)。保護者の中には、悪質なベビーホテルと勘違いされているのか、株式会社に不信感を持たれる方もいますが、健全な市場であれば、保育所の運営主体が株式会社だろうと、学校法人だろうと、利用者が望むサービスを提供しなければ、やっていけません。では、日本には健全な市場を望めないのか。国民をよほど未成熟であると見なすのであれば別ですが、日本国民は知的レベルにおいても情報の面においても十分対応可能であると私は考えます。

金子 教育については、これまでは、国が、これが義務教育、これが学校の仕組み、と示してきましたが、これは、国民の

7 認証保育所：多様化する都民の保育ニーズに応えるため、東京都が独自の基準で認証し、市区町村と共同で補助する保育所。児童福祉法に基づく認可保育所に比べ、施設や人員などの設置基準が緩いが、長時間保育やゼロ歳児保育などが義務付けられている。

「民」主導の民間開放を目指せ!
～ 自立した社会の創造～

側から見れば、選択肢が狭められていることにほかなりません。かつて、わが国が発展途上にあった時代、一高、帝大、大蔵省こそ最高のコースという価値観がありました。日本はすでにそのような発展段階を超えています。例えば、LD

(学習障害)⁸をどう考えるか。義務教育の土俵に上がると「LD」のレッテルを張られ、結果、不登校になったりしますが、能力がないわけではない。それどころか、長じて大活躍されている方もいます。今回、特区でNPO法人がそのよ

うな子どもを対象とする教育機関をつくれるようになりました。教育についても全国で多彩な取り組みが始まります。LDだけでなく、バイリンガル教育など、子どもの特性に応じた教育で才能を開花させようという試みが広がり、教育の選択肢が豊富になりつつあります。御社が特区方式で立ち上げられた、日本初の株式会社による大学運営にも大いに期待しております。

反町 ご期待に添えるよう全力を尽くしてまいります。

金子 規制や制度を国民の意見で変えられる時代です。民間の皆さんには、ぜひ御社のように積極的に問題提起していただき、民間開放の原動力になっていただきたい。民間には素晴らしいアイデアがいろいろあるはずですよ。

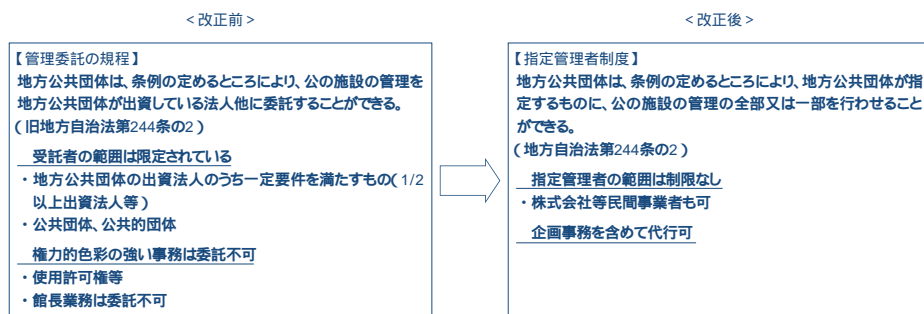
反町 その際、残念ながら、国の省庁の中には、未だ改革の意識が不十分なところもあり、まだまだ民間事業者が苦勞する局面があります。

金子 江戸の昔、八代将軍・吉宗が庶民の要求を知るために目安箱を置きました。私たちは、『平成の目安箱』です。民間の方などが、国に相談に来たけれども、どこへ相談すればいいかわからない、たらい回しにされた、といった話をよく耳にすることがありますが、あきらめずに私たちを利用してください。所管する省庁と全力で交渉します。私たちのチームも中央官庁の役人ですが、皆、気概を持って改革にあたっています。

茅葺き屋根の天井

反町 今後、改革を進めていく上での課題、決意についておうかがいしたいと思います。

資料3 地方自治法の一部を改正する法律による「公の施設」の管理に係る制度の変更



参考：文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会(第26回)会議資料

資料4 東京都第三者評価利用者アンケート結果(平成14・15年度計)

No.	質問項目	株式会社・有限会社・個人運営 9園の平均	公立保育園 25園の平均
1	保育園運営の基本的な考え方(理念・方針)には納得していますか	87.6%	66.2%
2	日頃の保育サービスは、職員の行動等により保育園運営の基本的な考え方(理念・方針)と一致していますか	82.4%	56.9%
3	行事等を通して、地域住民との交流を図っていると思いますか	42.1%	58.1%
4	お子さんが生活するところは落ち着いて過ごせる雰囲気ですか	88.7%	76.2%
5	お子さんの発育や意欲を促すような遊具・玩具が十分に用意されていますか	78.5%	70.0%
6	外部からの侵入に対して安全な対策がとられていますか	69.5%	45.5%
7	登園時に、お子さんの様子についての把握・確認がありますか	95.7%	71.5%
8	食事(給食)のメニューは充実していますか	94.0%	89.9%
9	散歩等で戸外に出る機会が多いですか	87.8%	74.6%
10	お子さんの発達に合わせた豊かな感性を育む活動・遊び等が行われていますか	82.9%	78.1%
11	担当保育士はお子さんの良い所や個性を認めていますか	91.7%	84.9%
12	保育士や他の職員の保育姿勢や対応はだいたい同じ(ばらつきが少ない)ですか	76.0%	60.1%
13	お迎え時に、お子さんの様子について話がありますか	87.3%	60.9%
14	お迎え時にお子さんが満たされた表情をしていることが多いですか	85.2%	80.2%
15	開園時間内であれば、保護者の急な残業や不定期な業務への対応は柔軟ですか(降園時間など)	86.8%	75.2%
16	保育中の発熱など病気への対応は適切ですか	87.3%	81.2%
17	保育園で起きた事故・けがに対して、責任を持って対応していますか	67.3%	70.0%
18	保育園からのたよりやその他の方法で、日々のお子さんの様子や気持ちを知らることができますか	90.0%	74.3%
19	子育てに関する気がかりな点や悩み等について、気軽に個別相談できますか	78.8%	70.8%
20	保護者のいろいろな価値観に理解を示していますか	70.7%	55.6%
21	保護者が参加しやすいよう行事日程が配慮されていますか	70.0%	52.7%
22	いやな思いやトラブルへの対応は的確ですか	51.3%	30.3%
23	お子さんや保護者の要望・意見をもとに、改善が行なわれていますか	57.8%	30.5%

参考：東京福祉ナビゲーション公表資料(<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>)

8 LD[Learning Disabilities] : 学習障害。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すもの。

金子 規制改革集中受付月間⁹に、国民各位から多数の要望が寄せられました。いかに多くの課題が残されているか一目瞭然です。特に医療、福祉、農業、教育といった分野には、「官」による供給者側の視点が強く残っているとされます。

遠野の茅葺きの民家にしても、おばあさんの昔話に耳を傾け、ほろ酔い気分で、ふと上を見ると、真新しい板張りの天井がしつらえてあるのです。私の地元の岐阜県には、世界遺産の白川郷の合掌づくりがあり、茅葺きについては多少こだわりの持っていますが、本来、囲炉裏の煙は、屋根に届かなければなりません。燻すことで茅は虫が食わず、雨にも強くなるのです。では、なぜ天井があるのか。民宿として営業するには、建築基準法、消防法、食品衛生法など旅館業の関係法令のさまざまな基準をクリアしなければなりません。建築基準法ひとつを取っても、さまざまな細かい規制があり、茅葺き屋根のままでは民宿を営業できないのです。グリーンツーリズム¹⁰が人気となり、農家民宿を開業しようとする方が増えているのですが、その際、規制が障害になります。関係法令に合致するよう改築するとすれば、少なからぬ投資が必要となるため、断念される方がいるかもしれません。

反町 地域経済の活性化の芽を摘むばかりか、日本固有の文化まで損ねているということですね。

金子 さまざまな意味で、官から民へという流れをいっそう進めなければなりません。その際、希望が持てるのは行政の側に変化が見られることです。かつては、とにかく法律上認められない、と門前払いにしていますが、特区をひとつの



きっかけとして、今度の地域再生にしても、態度が柔軟になり、社会環境の変化に照らして、変えるべきところは変えていこう、そういう姿勢に転じつつあるという感触を受けています。

反町 マスコミや一般国民は、小泉構造改革に厳しい見方もありますが、政権が発足した時点と比較すれば、この3年間の規制撤廃と新しい市場の誕生により、状況が大きく変化したことを実感します。今度は民間が率先して立ち上がる時です。

金子 私たちは最大限の努力をしていくことをお約束しますが、国民の皆さんにご理解いただきたいのは、規制を緩和することは、同時に国民の側に自己責任がより厳しく問われるようになることでもあるということです。

反町 何かにつけ国に面倒を見てもらう。問題が生じればすべて国のせいにする。国民がそういうパターンリズムに安住しては改革は進まないでしょう。特に将来、少子高齢化が進むときの財政事情を考えれば、官の財政に頼らず、むしろ国の税収を支えていく、そういう自主自立の精神の文化を日本国に築き

上げていかなければなりません。そのような日本にしていくために、金子大臣におかれましては、今後ともリーダーシップを発揮していただきたいと思います。本日はご多忙の中、誠にありがとうございました。

国務大臣(行政改革・規制改革・構造改革特区・地域再生・産業再生機構担当)

金子一義(かねこかずよし)

1966年慶應義塾大学経済学部卒業。1986年衆議院に初出馬・初当選(以来、現在6期目)。1990年党国会対策副委員長。1991年建設政務次官。1994年党建設部会長。1995年党副幹事長。1996年党岐阜県支部連合会会長。1997年衆議院厚生委員長。1999年衆議院大蔵委員長。2000年衆議院予算委員会理事。2002年党アフレ対策特命委員会事務局長、衆議院財務金融委員会筆頭理事、党産業再生に関するPT座長代理。2003年党緊急金融システム安定化対策本部事務局長、党総合経済調査会会長代理・企画運営委員会委員長、同年国務大臣(行政改革・規制改革・構造改革特区・地域再生・産業再生機構担当〔現職〕)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

9 規制改革集中受付月間：構造改革特区の提案と全国規模の規制改革要望を同時に受け付け、要望の実現に向けて、構造改革特区推進室と総合規制改革会議事務局が連携して、関係省庁との調整を行い、その結果を政府決定するもの。

10 グリーンツーリズム：都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

「民」主導の民間開放を目指せ!
～ 自立した社会の創造～